Tialink 契約約款　新旧対照表

変更前	変更後
第 12 条（契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金） 1.　本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。 (1)　契約者が、利用契約を解約するときは、当社所定の解約届を当社に提出するものとします。 (2)　本契約の課金開始日から 23 ヶ月を経過する日までを、本サービスの最低利用期間とします。契約者が最低利用期間中に本条により本契約を解約する場合、又は、最低利用期間中に本契約に違反するなどして当社より契約を解除された場合は、お客様 ID 毎に以下の計算式により算出された解約違約金が発生するものとします。 記 解約違約金 ＝ 残利用期間（23 ヶ月 － 利用月数）× 780 円（税抜） 以上 (3)　当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金の請求書を発行するものとします。契約者は、請求書の発行日の翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金を当社に支払うものとします。 （新設） 2.　本サービスの利用契約の解約日は、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月末日とします。	**第 12 条（契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金）** 1.　本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。 (1)　契約者が、利用契約を解約するときは、当社所定の解約届を当社に提出するものとします。 (2)　本契約の課金開始日から 23 ヶ月を経過する日までを、本サービスの最低利用期間とします。契約者が最低利用期間中に本条により本契約を解約する場合、又は、最低利用期間中に本契約に違反するなどして当社より契約を解除された場合は、お客様ID毎に以下の計算式により算出された解約違約金が発生するものとします。 記 解約違約金 ＝ 残利用期間（23 ヶ月 － 利用月数）× 780 円（税抜） 以上 (3)　当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金の請求書を発行するものとします。契約者は、請求書の発行日の翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金を当社に支払うものとします。 2.　前項の規定にかかわらず、本契約が電気通信事業法に定める法人契約（以下「法人契約」といいます。）に該当しない場合、解約違約金は、本サービスの 1 か月分の利用料金相当額を超えない金額である、お客様 ID 毎に 780 円（税抜）とします。 3.　本サービスの利用契約の解約日は、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月末日とします。
第 21 条（利用料金の支払方法） （略）	**第 21 条（利用料金の支払方法）** （略）

（新設）	4.　当社は、契約者が当社の関連会社（以下「関連会社」といいます。）の媒介により本サービスを申し込んだ場合、本サービスの利用料金の請求業務及び受領業務を、当該関連会社に委託することができるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。 5.　前項の場合、契約者は、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、本サービスの申込書に記載のとおり、本サービスの利用料金を関連会社に支払います。契約者から関連会社に対する支払いと同時に、契約者の当社に対する本サービスの利用料金の決済は完了するものとします。
（新設）	**第 37 条（Tialink IPoE プラン特約）** 1.　本条項は、Tialink IPoE プラン（以下「IPoE プラン」といいます）を申込みの契約者に対してのみ適用されます。 2.　「IPoE プラン」は、「Tialink IPoE プラン 重要事項説明」に定める当社が指定する構成（以下「指定構成」といいます）を前提としたサービスです。契約者は、「IPoE プラン」を申込後に指定構成を変更した場合、当社が「IPoE プラン」の継続的な提供ができないことをあらかじめ承諾し、指定構成以外の構成により生じた不具合やトラブルについて、当社に対し一切の主張はできないものとします。 3.　「IPoE プラン」は、その利用にあたり、NTT（東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社を指します）が提供するアクセス回線の付加サービスである「フレッツ・v6 オプション」の申込みが必要となります。契約者は、当該申込みにあたり、以下の各号に定める事項を遵守し、あらかじめ同意するものとします。 (1)「フレッツ・v6 オプション」に関連する NTT の各種規約を遵守すること ・NTT 東日本（URL：https://www.ntt-east.co.jp/tariff/） ・NTT 西日本（URL：https://www.ntt-west.co.jp/tariff/）

	(2)「IPoE プラン」の OEM 元である株式会社朝日ネットが、契約者から NTT に対する「フレッツ・v6 オプション」の申込に係る事実行為を代行すること。契約者は、この代行申込について、異議がある場合は、事前に当社に通知するものとします。 (3) 別紙 2「「IPoE プラン」利用時の個人情報の取り扱いについて」に同意すること 4. 「IPoE プラン」と「Tialink 通常プラン」の両プランを申込みした場合、「IPoE プラン」と「Tialink 通常プラン」とで課金開始日が異なる場合があります。 5. 第 12 条（契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金）第 1 項及び第 2 項は、「IPoE プラン」に適用しないものとします。 6. 第 12 条（契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金）第 3 項の定めにかかわらず、本サービスの利用契約の解約日は、原則として、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月 20 日とします。ただし、当社が事前に通知した場合は、当社が指定する日を解約日とします。
別紙　　利用料金 1. 基本料金（税別） 780 円/月 （以下略）	**別紙　　利用料金** 1. 基本料金（税別） ・Tialink 通常プラン　　月額費用 780 円 ・Tialink IPoE プラン　初期費用 3,000 円、月額費用 4,000 円 （以下略）
（新設）	**別紙２　「IPoE プラン」利用時の個人情報の取り扱いについて** 当社の「IPoE プラン」を利用される契約者は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といい、NTT 東日本と併せて以下「NTT 東西」といいます。）と株式会社朝日ネット（以下「朝日ネ

	ット」といいます。）とが、さらに朝日ネットと当社とが、それぞれ以下のとおり契約情報または申込情報を授受することに同意します。 1.　「IPoE プラン」の開通時 「IPoE プラン」の開通にあたり、NTT 東西、朝日ネットおよび当社の間で授受される情報は、以下の通りです。 (1) お客さま ID（回線 ID のこと。CAF もしくは COP で始まる CAF+半角数字 10 桁、または COP+半角数字 8 桁） (2) 契約者氏名（漢字およびカナ）、申込者氏名（漢字およびカナ） (3) 申込者の連絡先電話番号、契約者の連絡先電話番号、設置場所電話番号 (4) 契約者の連絡先 E-mail アドレス、申込者の連絡先 E-mail アドレス (5) フレッツ光ネクストまたはフレッツ光ライトに係る回線契約情報との照会結果および不一致項目 (6) 「IPoE プラン」の提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無（フレッツ光ネクストまたはフレッツ光ライトに係る回線、ひかり電話またはホームゲートウェイ） (7) 提供条件に照らして不足しているフレッツ各種商品の申込および工事情報（フレッツ光回線および開通ステータス、宅内工事予定日） 2.　「IPoE プラン」に係るフレッツ光回線の移転・廃止時 「IPoE プラン」に係るフレッツ回線の異動（移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継等）があった場合、NTT 東西、朝日ネットおよび当社の間で授受される情報は、以下の通りです。 (1) フレッツ光回線の解約等をした年月日および異動種別

	(2) お客さまID（回線IDのこと。CAFもしくはCOPで始まるCAF+半角数字10桁、またはCOP+半角数字8桁） 3.　「IPoE プラン」のお問合せ時 「IPoE プラン」に係るフレッツ光回線のサービス提供状況について、当社から朝日ネットを通じてNTT東西に問合せを行った場合、NTT 東西、朝日ネットおよび当社の間で授受される情報は、以下の通りです。 (1) 「IPoE プラン」ご利用のフレッツ光回線およびホームゲートウェイの動作状況 以上
2015年7月　7日制定 2015年10月20日改訂 2016年3月 3日改訂 2016年8月10日改訂 2020年9月17日改訂 2021年11月8日改訂 2022年5月2日改訂 スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266	2015年7月　7日制定 2015年10月20日改訂 2016年3月 3日改訂 2016年8月10日改訂 2020年9月17日改訂 2021年11月8日改訂 2022年5月2日改訂 2022年9月16日改訂 スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266

以上